

社会福祉法人やまゆり福祉会評議員選任・解任委員会

委員の報酬等に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人やまゆり福祉会評議員選任・解任委員会委員（以下、「委員」という。）の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 委員とは、社会福祉法人やまゆり福祉会評議員選任・解任委員会運営細則第2条第1項に規定する構成員をいう。ただし、法人職員である委員に本基準は適用しない。

2 報酬は、法人と委任関係にある委員の職務執行の対価として支払うものとする。

(出席報酬等)

第3条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	実費弁償費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	15,000円	公共交通機関を利用したときの実費

(改正)

第4条 本基準の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この基準は、平成29年4月1日から効力を生ずる。なお、評議員選任・解任委員会運営細則の規定の例により、平成29年1月25日から適用する。